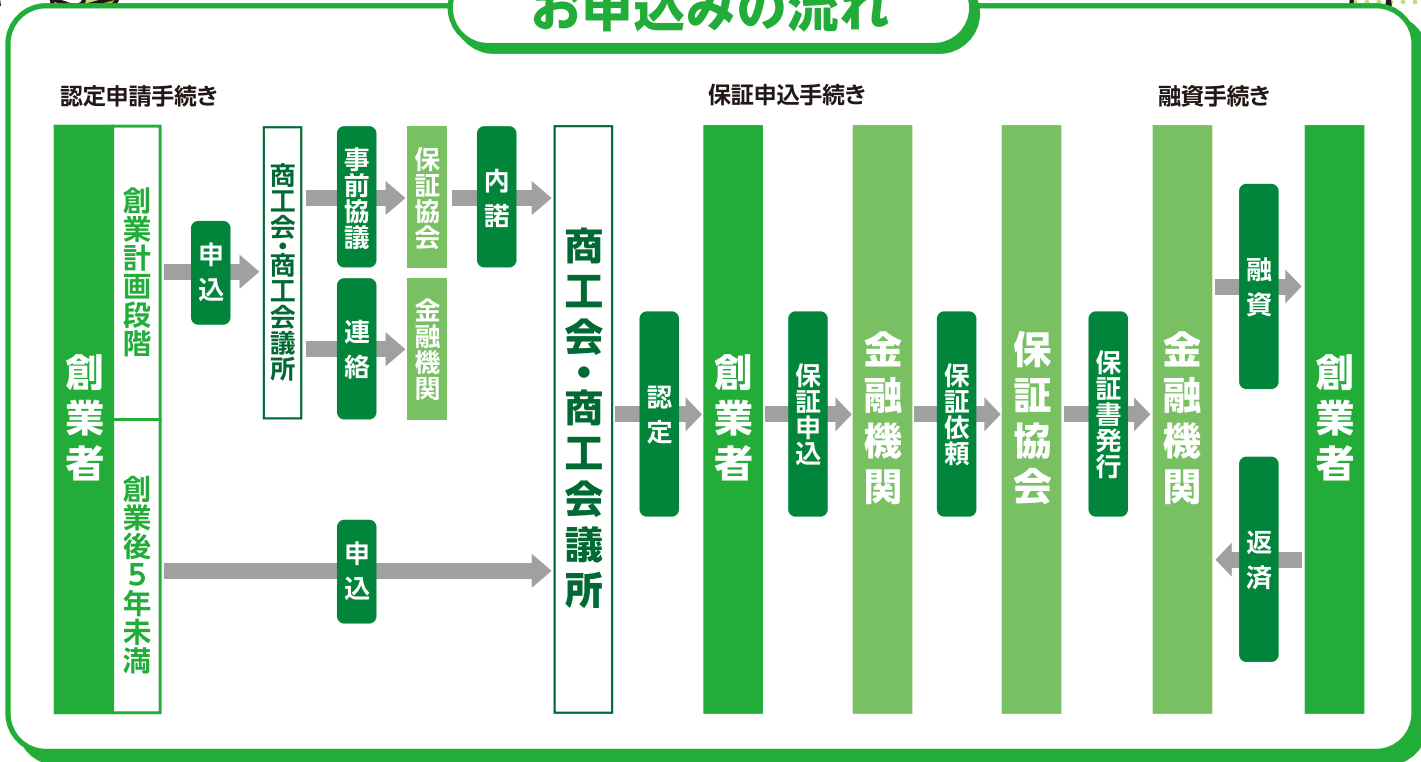




創業資金をご検討の方

県創業支援融資

お申込みの流れ



本制度のメリット

年1.5%~1.8%の
固定利率

信用保証料の実質負担

原則 年0.3% 経営者保証不要の場合 年0.5%

スタートアップ創出促進保証制度の
ご利用で

経営者保証不要

当協会では、創業をお考えの方、創業後間もない方を対象に、多様な支援メニューを用意しています。

詳しくはこちらから▶



あなたのチャレンジを応援します！
— 企業とともに未来へ —

茨城県信用保証協会



ご相談・
ご質問は
こちらまで

水戸営業部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証経営支援課 ☎029-224-7812
◆企業サポート室 ☎029-224-7813
◆企業サポート室 経営アシストグループ ☎029-224-7852

土浦営業部

〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号
◆保証経営支援一課 ☎029-826-7812
◆保証経営支援二課 ☎029-826-7826
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

茨城県創業支援融資

		創業支援1号	創業支援2号(スタートアップ創出促進保証対応)
要件	創業計画段階	①事業を営んでいない個人であって、1か月以内(※1)に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの	_____
		②事業を営んでいない個人であって、2か月以内(※1)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの	①事業を営んでいない個人であって、2か月以内(※1)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
		③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの[分社化]	②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの[分社化]
	創業後	④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの	_____
		⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立以後5年を経過していないもの
		⑥中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの[分社化]	④中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの[分社化]
	法人成り	⑦上記④に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの	⑤創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの
自己資金要件	なし	税務申請1期末終了の創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要	
創業計画書	創業計画段階、創業後1年未満は必要	全ての要件で必要	
申込方法	【創業計画段階】商工会・商工会議所等経由の事前協議 【創業後5年未満】商工会・商工会議所等の認定後申込		
融資限度額※2	3,500万円		
融資期間	運転 7年以内(据置期間1年以内) 設置 10年以内(据置期間2年以内)		
連帯保証人	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	連帯保証人は徴求しない	
担保	原則不要 (不動産取得資金の場合は必要に応じ)	徴求しない	
融資利率	年1.5%~1.8%		
信用保証料率	年0.6% (通常の信用保証料率0.9%から0.3%引下げ中)	年0.8% (通常の信用保証料率1.1%から0.3%引下げ中)	
信用保証料補助※3,4	県による信用保証料補助0.3%	県による信用保証料補助0.3%	
事業者負担	年0.3%	年0.5%	
ガバナンス体制の確認	なし	金融機関は、創業者に対して、創業3年目・5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出を受け、信用保証協会に提出する。	

※1 認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者の場合は、6か月以内。

※2 融資限度額は茨城県女性・若者・障害者創業支援融資との合算で3,500万円以内。

※3 茨城県による信用保証料補助は、5割(上限0.3%)となる。

※4 創業支援1号について、不動産取得資金のお申込みで融資対象物件を担保に提供いただく場合、別に定める9区分の信用保証料率が適用され、適用利率に対応して5割(上限0.3%)の信用保証料補助となる。